

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 7 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」
等の一部訂正について

下記の通知について、別紙のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

記

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正について（令和 8 年 6 月 1 日保医発 0601 第 1 号）（別紙 1）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について（令和 8 年 6 月 1 日保医発 0601 第 3 号）（別紙 2）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」
の一部改正について
(令和 8 年 6 月 1 日保医発 0601 第 1 号)

別紙

柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項

第 1 (略)

第 2 初検料及び初検時相談支援料

1～7 (略)

8 初検時相談支援料の取扱いについては、以下によること。

(1) (略)

(2) 同月内においては、1 回のみ算定できること。また、~~6.5~~により初検料のみ算定した場合においては初検時相談支援料は算定できないこと。

第 3～第 8 (略)

別紙様式 1～3 の 1 (略)

別添 (略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について
(令和8年6月1日保医発 0601 第3号)

柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）

記

1 (略)

2 領収証及び明細書の交付について

(1) (略)

(2) 明細書の交付について

①・② (略)

③ ①及び②に該当しない施術所

ア (略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。また、負傷名（部位及び負傷）又は施術部位が分かるものであること。

またさらに、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めがあることを文書により明示的に確認した場合は、これに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。また、患者の求めにより明細書を1ヶ月単位でまとめて交付することの確認は、別紙様式5により行うこと。この場合において、当該様式を画面上に表示し、患者に当該画面上において署名を求めた上で、電磁的記録により保存することも差し支えないこととする。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必

要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ～オ （略）

3・4 （略）

別紙様式 1 ～ 7 （略）